

「立正觀抄」に對する疑議に就いて

山 川 智 應

緒 論

立正大學教授淺井要麟氏は、「大崎學報」第九十二號において、「慧檀兩流と日蓮聖人の教學」と題する注目すべき研究を發表せられた。その大體の要領は、聖人の遺文といはれるものの中に、「修禪寺決」の如き、台・密・禪・念・合談の日本中古天台の口傳法門に近きものがあつて、「開目抄」「本尊抄」等の標準遺文の教相主義と異なる思想があるのを、古來の學者がそこに『教學上見逃すべからざる一線を劃し得ざりし爲め、遂に聖人教學の實體を把握し得なかつた』人々、例せば三井敬光師乃至最近の前田慧雲・島地大等・上杉文秀諸氏をして、聖人の思想を『日本天台の思想と殆ど異らず』と斷ぜしめ、甚だしきは『修禪寺決は日徒の僞作』などいふ如き錯誤に陥らしめたものであるとし、更に進みて佐渡阿闍梨日滿師、八品日隆師、本隆寺日修師、乃至は綱要日導師等が、「修禪寺決」の思想をわが本化の教學中に肯定せる方面のあることに、それ等の錯誤的斷定を招いた原因ありとし、『十八圓滿抄等における天台教學觀と、本尊抄等における天台教學觀とは、根抵に於て異つてゐる』のを『同一視するやうでは、聖人の學系を正當に把握することは出來まいと思ふ』と説き、終りに遺文中に『慧心流繼承の諸篇と、檀那流繼承と目すべき諸篇とが、そ

れぞれの教學的傾向を保有して、對蹠的關係を示してゐる』^(一)この二つの傾向に就いて、眞に『聖人獨自の教學的本面目を知る爲めにも究明』するのが、『御遺文研究上の一課題でなければならぬ』とせられてゐる、相當大問題の提出である。

今、吾等は教授の提議の全體について本誌上に論究せんとするものではないが、教授がその検討せらるべき遺文の一例として挙げられたる、「立正觀抄」に對する疑議に就いて、聊か所見を開陳せんとするのである。

教授に依ると、この「立正觀抄」の中の所破の意見として徵舉せられたる、『止觀勝法華』説は、「二帖抄見聞」中卷及び「御書抄」第廿五卷、「天台宗名目類聚抄」一末、「止觀見聞」一乾等に從へば、仙波の尊海の創唱である。しかるにその尊海が心賀法印から叡山で七箇法門の相承を受けたのは、延慶三年その五十八歳の時だから、『止觀勝法華』の義を唱へたのは、當然その以後であるべき筈であるのに、『聖人が立正觀抄及び同送狀を書かれたのは文永十二年……尊海二十三歳の時である。五十八歳で初めて心賀から付法相傳せられた尊海が、(その)二十三歳以前に止觀勝法華の義を唱へたとは考へられない。然るに立正觀抄には、その義が所破となつて現はれてゐる。この點いかに解すべきであらうか。その他立正觀抄及び同送狀を理解する爲めには、なほ種々の問題があるものと考へらるゝが、こゝにはたゞ一問を投じて學者の精研を希望するに止めて置く』と論じて、「立正觀抄」の僞疑を提示せられてゐる。その『學者の精研を希望する』とある語氣からすると、或は教授會下の學人に課題せられた意かも知れないが、「大崎學報」は宗門屈指の學的機關であるから、今は廣く教學界へ提議せられたものと認めて、それに對して本文を舐するに至つたのである。

勿論、教授の論旨が吾等の學的貢獻に直接相觸るゝものがないければ、必ずしもこの筆は執らなかつたであらう、だが、教授の所論は吾等が二十九年「妙宗」第十三編の「叡山における日蓮聖人の師友の研究」の後部（「日蓮聖人研究」第一卷には收めざりし部分、近く「信人」誌上に之を收載するであらう）、及び「日蓮聖人傳十講」^{（これ）}「本化聖典大辭林」^{（これ）}「三大秘法概説」^{（これ）}等に論ぜる所と直接の關係を有する爲め、學的責任上これを闡明せざるを得ざる必要を生じたところへ、恰も「棲神」から寄稿を依頼せられたのである。

吾等の從來研究し來つたところに依れば、「立正觀抄」の所破の思想、即ち身・土・教・機に互つて、「止觀」が、「法華經」に勝れてゐるといふ説を創唱したものは、仙波尊海の師の心賀の師なる粟田口靜明であつたらうとしたのであるから、「立正觀抄」の文永十二年に、その思想が所破となつてゐても、毫も支障はないことになるのである。今これについて、文献的考察と歴史的考察の兩方面から、少しく研究の一端を示すことにする。

本 論

一、文献的考察

1、「立正觀抄」の現存最古の寫本

「立正觀抄」に就いての眞偽が決められるについては、まづ文献的考察をして見ねばならぬが、現存最古の寫本とおもはるゝものは、身延山久遠寺に藏せられるそれであらう。その文字は恐らく、修補校正された泰堂居士の「遺文錄」とは數十十字の相違があらうが、縮刷本とは僅々の相違に過ぎぬやうであり、その奥書には左の通りある。

『立正觀抄』 一帖

正中二年^一三月於洛中三條京極最蓮房之本^二御自筆^三有人書^レ之^四今于^レ時正中二年^一十二月廿日書^レ寫^ル之^五也
元德二年^{庚午} 重寫也
身延山 卯月中旬

正中二年は聖滅四四年、尊海が心賀の付法を受けた延慶三年^{（聖滅二九）}から十五年後、その歿せる正慶元年^{（聖滅五一）}から七年前であり、元德二年は正中二年の六年後であるから、當時尊海の創唱したものに對して、聖人門下の何人かゞ名を聖人に假りて之を僞作したものとしても、この寫本に『御自筆』とまであるのは少いかと思はれる。但しこの寫本に對しては、その初轉本を寫した人が『有人』とあるのみで名がなく、つぎに第二轉本を寫した人も『書寫之』とのみで同じく名がなく、この第三轉本も『身延山……重寫也』とあつてこれも名がない。その點は疑はしいと感じる人からは、その疑案の第一に數へられるであらう。つぎに『於洛中三條京極最蓮房之本』とあるが、身延六牙日潮師の「別頭統紀」^{（卷十）}の最蓮房傳には、文永十二年に最蓮房も佐渡から赦されて、直ちに身延に至り、「定省奉侍」し、既に茅を下山の地に結び、尊海が心賀の付法を得た二年前の延慶元年四月化すとあるから、潮師はこの身延山の「立正觀抄」の古寫本を見てゐないもの、或は見ても取用しなかつたものとせねばならぬ。そこに疑案の第二がまた數へられるであらう。

しかし、第一の疑に對しては他の古寫本においても往々かゝる例のあることを見るから、必ずしも之を以て確定的の疑案とすることも出来ないし、第二の疑に對しては、「統紀」そのものゝ記事の歴史的信用程度を考へねばならぬ。もと潮師のこの書を作られたのは、主として整然たる教化的の宗史を成功するにあつて、必ずしも事實の眞實性に重きを置いたものとは認めがたいやうである。といふのは現に第九卷の日昭尊者世家においては、たゞ一紙の「本門

圓頓戒相承血脈譜（圓頓戒相承血脈譜）の全文を出して、その下に『昭尊親書今現存于池上ノ藏中、其文廣矣』と書いてあるが、『其文廣矣』とは何の意味かわからない。またその贊文中に昭師の眞蹟に、『法印』『權律師』と自書せる疑を徴し、『師曾（師曾）在（在）叡山（叡山）登壇受戒（登壇受戒）、帶（帶）法印（法印）除（除）權律師（權律師）、後（後）又稱（又稱）之（之）、何不可（何不可）之（之）有（有）』と答へてゐる。そしてその記事中昭師の叡山を下つたのは歳十八の時としてあるから、十八で法印・權律師となつたことになるといふが如き、事實上あり得ない奇怪なことになつてゐる。また昭師のたゞ一紙の「本門圓頓戒相承血脈譜」を掲ぐるやうならば、身延山第二祖日向尊者の「金鋼集（金鋼集）」の如き大著は必ず載せねばならぬ筈であるが、筆はその片影にも及んでゐない。また昭尊記事中には御一週忌に「錄内」百四十數通を定められたとしてあるから、「立正觀抄」を疑つたものでもない。畢竟して「立正觀抄」古寫本の如きにも注意が及んでゐなかつたものであらう。且つ「下山本國寺開山日榮上人傳（即ち最蓮房傳）」には、『或云（或云）志茂山本國寺開山者、西林房日芳（志茂山本國寺開山者、西林房日芳）』といふ異説が掲げられてゐるから、最蓮房の京都へ歸還しなかつたことを、必ずしも確定的に主張し得るわけでもない。また或はこの古寫本の

『正中二年乙丑三月於洛中三條京極最蓮房之本』

とあるのは、最蓮房寂後十七年であるから疑ふべしとする人があるかも知れぬが、それは「統紀」の寂年を實とするからのことで、「統紀」の記事深く信憑するに足りぬとすれば、この正中二年は日興尊者の如きも八十一歳であり、朗門九老の日澄師の如きも八十七歳で生存してゐる頃だから、最蓮房も長命であれば生存してゐたらうし、また『最蓮房之本』といふ意味は、必ずしも最蓮房が存生してゐなくつても、その房の繼承者があれば、その處で『御自筆』の本を寫したとしても通じるのである。

以上の如く考察する時は、この寫本はその紙質やら文字の時代やら、身延山における同時代の他の寫本と比較することによつて、これを元徳二年のものとして見てよいかどうか考定せられねばならぬ。

そしてそれが考定せられたとしても、前にいつた聖人門下の人が、尊海の止觀勝説が流布したに對して、之を僞作したものではないか、などといふ疑ひも、單に年代上からは容れ得る餘地はあるのであるが、それは歴史的考察によつて自然に解消せられるであらう。

2、「立正觀抄」は何故に常祐兩師の「本尊聖教錄」

及び日興師の「門徒存知事」に記されざるか

そこでつぎには古く御遺文の名を列ねたる、富士日興師の「富士一跡門徒存知事」^(二八)や、中山の日常・日祐兩師の「本尊聖教錄」^(二九)の中に、その名が見えてゐるか否かを考へると、その何れにも「立正觀抄」の名は見えてゐない。

しかしそれが見えてゐないといふことは、決して本抄が後人の僞作だといふ疑問の根據にはならぬ。なぜなら「門徒存知事」は僅々十部の御書を列ねたものに過ぎないし、常師「本尊聖教錄」もまた主として富木氏への賜書を列ね、その外の遺文は十二通を収めたに過ぎず、消息と合して六十餘通、その「錄内」に加へられたものは二十五通。更に相當多く集録せられた祐師の「本尊聖教錄」に收められたものも、之に加ふること約七十餘通で、しかもその「錄内」に加へられたものゝ明瞭なのは四十餘通である。そして祐師入滅の聖滅八七年から、僅かに二十七年を経過したる聖滅一、四年の應永三年の什門日金師の「日什門徒建立由緒」^(三〇)には、すでに「錄内錄外」といふ語が出て居るし、更に七十餘年後に寂した身延日朝師の「錄内」寫本の中には、「立正觀抄」^(三一)も加はり且つ現存してゐるから、「日什門徒由

緒」の頃既に成立してゐた「録内」中にも、おそらく「立正觀抄」は加はつてゐたものであらう。何となればその以後の各派の著書中、「立正觀抄」の「録内」たることに、何等の異論が出てゐないからである。

要するに「門徒存知事」は十書を列ねたのみで、その他は疑書だといふ意味でなく、常・祐二師の「本尊聖教録」に「立正觀抄」を収めてゐないのも、それは京都の最蓮房の所にあつたもので、傳寫の便宜がなかつたのであらう。また祐師は身延とは相當に交通してゐたに係らず、身延所在の眞蹟御書全部は収めてゐない點からいつても（例せば「光日房書」の如きは祐師録にない）、身延存在の「立正觀抄」第三轉本が「祐師録」に収められてゐなくても、決して不思議はない。そして「録内」に加へられてゐるといふ事實は、少くも聖人滅後、一百十數年後の頃は、聖門各派において、之を遺文とするに異論のなかつたことを示してゐるのである。

3. 「立正觀抄」の文章は果して聖文として疑ひなきか

つぎには「立正觀抄」の文章は、果して聖文として疑ふべきところがないかどうか、考へられねばならぬ。おもふに眞蹟存在の遺文や、「録内」の多くの遺文の文章に較べると、本抄の文章は少しく異なるものがあるかの如くに感ぜられるものがある。その一番著しいものは、文勢・文氣において、多くの遺文の如き豪爽暢達のところ、聊か缺けてはゐまいかとおもはれることで、用語も聖人の遺文として別に怪しまるゝ著しいものもなく、文體は當時の書取文のもの、文脈・文格もまた必ずしも疑ふべきではないやうだ。その豪爽暢達の氣勢に缺けるやうに見えるのは、説明會通を主とせられた爲めではないかと思はれるが、しかもなほ

『天台大師ハ靈山ノ聽衆トシテ、雖宣淨ト如來出世ノ本懷ヲ、時不レ至ガ故ニ、妙法ノ名字ヲ替テ號ニ止觀ト。迹化ノ衆ヲ故ニ本化ノ

付屬ヲ不弘給ハ。正直ノ妙法ヲ止觀ト説マギラカス。故ニ有ノマ、ノ不レバ妙法一ナラ帶權ノ法ニ似タリ。故ニ知シテ天台弘通ノ所化ノ機、如ニ在世帶權圓機ノ也。本化弘通ノ所化ノ機ハ法華本門ノ直機也。

『問。何ヲ以テ得知ルルヲ妙法ハ勝レタリト一心三觀ニ云フ事ヲ。答。妙法ハ所詮ノ功德也。三觀ハ行者ノ觀門ナルガ故也。此ノ妙法ヲ佛説テ云ク、道場所得法、我法妙難思、是法非思量、不可以言宣ト云云。天台ノ云、妙トハ者不可思議、言語道斷心行所滅ナリ。法トハ者十界十如因果不二ノ法也。三諦ト云ヒ、三觀ト云ヒ、三千ト云ヒ、不可思議ト云フモ、天台ノ已證ハ天台ノ御思慮ノ所及ブ法門也。此ノ妙法ハ諸佛ノ師也。如クテ今ノ經文ノ久遠實成ノ妙覺極果ノ佛ノ境界ニシテ非ズ爾前迹門之教主諸佛菩薩ノ境界ニ。經ニ唯佛與佛乃能究盡トハ者、迹門ノ界如三千ノ法門、迹門ノ佛當分究竟ノ邊説ケル也。本地難思ノ境智妙法ハ迹佛等ノ思慮ニ不レ及、何ニ況テ菩薩凡夫ヲ乎。止觀之ニ二字、觀名佛知止名佛見ト釋スレドモ、迹門ノ佛知佛見ニシテ妙覺極果ノ知見ニハ也。其ノ故ハ止觀ハ天台ノ已證ノ界如三千三諦三觀ヲ爲レ正、迹門ノ正意是也。故ニ知シテ迹佛ノ知見也ト云事ヲ。但レ止觀ニ絶待不思議ノ妙觀ヲ明スト云フモ、只一念三千ノ妙觀ニ且、與テ名ニ絶待不思議也。』

といふが如き、説明を主としながら、本化教觀からの力強い斷案が下されてゐるところなどは、遺文の氣勢風格を示すものとせねばなるまい。

二、歴史的考察

1、止觀勝法華説は果して仙波尊海に創るとすべきか

淺井教授は「御書抄」(五廿)「二帖抄見聞」(卷中)の文を出して、止觀勝法華劣の説は、仙波尊海の創唱なる證據とし、なほ「天台宗名目類聚抄」(末)「止觀見聞」(乾一)にも『この間の消息を窺ふべき文献がある』といはれて、尊海創唱説

を、確定せしめられてゐるが、教授の引かれたる「御書抄」の全文を見ると、

『天台宗ニ止觀、勝レ法華、劣ルト云フ義ヲ申シ出セリ。是ハ惠檀兩流ノ中檀那流ニハ曾テ無沙汰ニ事也。惠心流ニハ沙汰スル法門也。惠心流ニ取テモ杉生流ノ法門也。杉生流ニ取テモ山門正流ノ學者ハ不云事也。東塔北谷藏乘房定源ナドハ杉生流ノ法門ナレバ、自然ノ時ハ云フ也。サレドモ云無信仰也。大略ハ田舎學者ノ云タル事被仰ヒ日住眼前ニ聞タリ云云。去程是、今ノ田舎學者ノ云タル事也。夫ト者仙波尊海法印ノ申シ出サレタル法門也云云。』

とある。この中の藏乘房定源には弟子貞覺の記せる「八帖抄（見聞？）」があり。眞如院日住師青年時この定源の下に貞覺と共に學べる事ある旨、その「本尊抄見聞」に書かれてゐる。「御書抄」はこの日住師の語を載せたので、住師は文明十八年八十一歳で死んでゐるから、その定源に學べるは應永・永享の間、聖滅一五〇年前後である。そして定源は自然これをいふことはあるが信仰はしてゐなかつたとある。この定源は山上の學者であるのに、『杉生流ノ法門ナレバ、自然ノ時ハ云フ也』とあるのに注意せねばならぬ。山上學者たる定源が、全く田舎學者尊海の申出した法門を自然の時はいふといふことは、聊か不審ではないか。これは「二帖抄見聞」の「山上邊ニテハ本迹ノ上ニ觀心ノ超過ノ法ヲ不レ言ハ。故ニ天台法華、不レ立テ不同ヲ也」とあるのとは、少し趣きを異にする、と吾等は認めるのである。そして吾等は、尊舜の「摩訶止觀見聞」によつて、この止觀勝法華説の始唱者は、大和庄俊範法印の眞弟子栗田口法印靜明で、靜明がその弟子心賀に傳へ、尊海はこれを心賀から傳へたものとするので、山上においては檀那流は勿論のこと、惠心流ことに杉生一流にあつても、靜明・心賀の流れならざる、政海の土御門御門跡流や、成運の行泉房流などでは、これを認めなかつた爲めに、「二帖抄見聞」や「御書抄」のやうな時代では、専ら田舎學者尊海の始唱の如くに考へらるゝに至つたものであらうと考察するのである。何となれば、尊舜の「見聞」は明應年間の講とあるから、時代は少しく下り

聖滅二〇年代ではあるが、惠檀兩流の主張を明細に傳へてゐることは、「二帖抄見聞」や「御書抄」の如きものではない。即ち「止觀は法華を能釋するや」の尋ねの答として、まづ檀那流に兩義あるを擧げていふ。

「竹林房靜嚴ノ義ニ云ク、非ニ能釋ニ。弘ニ云ク三之一、故ニ知ル一部之文、共ニ成ニ圓乘開權ノ妙觀ヲ。弘ニ云ク三之一、今約ニ法華ノ迹理ニ。止觀ハ是レ法華ノ迹門分也。法華ト者、記云三十二左、況ヤ法華之號、不レト專ニ一門ニ。不レト整ニ束ニ本迹ニ、

不レ名ニ法華ト。故ニ迹門分ノ止觀ハ、非レ能ニ釋ニ法華ト。竹上

慧光房永辨ノ義ニ云、能釋也。以テ三大部ト相ニ配セバ、大意ノ釋名・入文判釋ニ、玄義ノ釋ニ、首題五字ヲ、故ニ釋名也。文句ハ入文判釋也。止觀ハ正須ニ大意ナル、大意トハ者觀心也。止觀ハ觀ニ達ス本迹兩段法門是レ行者ノ一念ヲ、故ニ大意也。前唐

院ノ本迹觀心ニ云、天台大師ノ弘ニル法華經ヲ、大意ノ釋名・入文ノ三門アリ。止觀ノ十章ト大意ノ五略ハ經ノ大意也。玄義ノ五章ヲ七番共解ト五重各説トハ經ノ題目也。文句ノ四番ト四種消釋トハ經ノ判文也。竹上。驗ニ見ルニ如此ノ文理ヲ、止觀一部ハ皆準ニ法華ニ、建ニ立ス章段ヲ。謂ク準ニ序品ノ通別ニ序ニ、止觀ニ開ニ序ノ六段ヲ。又準ニ待絶ノ二妙ニ、立ニ相待絶待ニ一種ノ止觀ヲ。準ニ本迹ニ二門ニ、分ニ妙解妙行ノ二段ヲ。一部十章、皆依ニ法華ニ分明也。故ニ妙樂ノ記ニ云ク一之九、方ニ知ル、止觀一部ハ是レ法華

三昧之筌蹄ナルコトヲ。將ニ捕ニテ妙法ノ魚兔ヲ、須ニ止觀ノ筌蹄ヲ。故ニ法華能釋タル、不レ足レ致レニ疑。何ニ況ヤ止觀ニ開ニ十章ト、初ニ立ニ大意ノ一章ヲ、正ニ是レ彰ニ法華ノ大意ナル也。竹上(二六)。惠光

つぎに惠心流にまた兩義あるを出していふ。

「當流ノ義ニ云、非ニ法華ノ大意ニ。此亦有二義義少ク異ル。」

止觀院ノ北谷一義ニ云、止觀ノ法華全體一ナル故ニ非ニ能釋ニ也。釋尊出ニ靈山ニ、一大事ノ因緣ヲ説ク妙法ト。天台ニ在テ玉泉ニ、成運ニ義ニ云、止觀ノ法華全體一ナル故ニ非ニ能釋ニ也。釋尊出ニ靈山ニ、一大事ノ因緣ヲ説ク妙法ト。天台ニ在テ玉泉ニ、己心所行ノ法ヲ宣ニ止觀ニ。鷲山ノ法華ハ即泉寺ノ止觀ナリ。故ニ不レ墮ニ能釋所釋異ニ也。栗田口心賀ノ義ニ云、玄義・文句ハ

假ニテ在世ノ教味ヲ、判ニテ一代ノ教相ヲ、故ニテ法華ノ能釋也。止觀ハ、是レ大師已心所行ノ法門、更ニ不レ假ニテ在世ノ教味ヲ、何レ可レ云ニテ法華ノ能釋ト耶。況レ就ニテ身ノ土ノ說ニ機ノ別レ之ヲ、則チ法華能說ノ教主ノ尊應身ノ佛果ノ所居ノ土ノ同居靈山ノ、所被レ機緣ノ一代聲聞迂廻道ノ類、色心二重ノ移轉ヲ爲ニテ正機ト。所說ノ法門ハ、本迹二段ノ妙法也。止觀能說ノ教主ノ、自受用報身如來、所居ノ土ハ、皆常寂光ノ妙土ノ、所說ノ法門ハ、天真獨朗ノ法體、本迹未分ノ內證、所被レ機緣ノ、直入圓頓、本迹未分ノ頓機也。身ノ土ノ教ノ機既ニ各別ナリ。安シ能釋ナラ乎。止云一之一、此之止觀ハ、天台智者說ニ已心中所行ノ法門ト。已心ノ所行ハ、非ズ依經立行ノ法ニ、非ズ法華ノ能釋ニ驗カ也。著ニテ於此旨ヲ、玄義ノ文句ハ題ニテ安ニテ法華言ヲ、止觀ノ題ニテ摩訶ト不レ書ニテ法華ト。又玄義ノ文句ハ引ニテ法華文ヲ、或ニ云ニ此經ニ云ト、或ハ云ニ經ニ云ト。止觀ニ云ニ法華ト、不レ引ニテ此經ト、如レ此等ハ寧ロ非ズ顯ニ已心所行ノ止觀ニ、非ズ能釋ニ耶。次ニ遮ニ外難ノ者ヲ、至レ云ニ玄義ノ釋名ノ文句ハ入ニ文ニ、故ニ須ニ止觀ノ大意ヲ者ヲ、凡ソ其以ニ三大部ヲ、支ニ配ニ大意等ノ三ニ、且ラ從ニ一往ニ、以レ實言ヘ之ヲ、釋名ノ外ニ無シ大意ト。既ニ以ニ七番共解ノ五重各說ヲ、釋ニ妙法ノ首題ヲ、談ニ一部始終ノ大綱ヲ、是レ釋名ノ兼ニ大意ヲ也。例ニ如レ下ニ有ニ金光光明玄義ノ金光文句ニ無シ金光止觀ニ有ニ淨名支ト淨名文句ニ無シ淨名止觀ト。是レ爲ニ釋名ノ兼ニ大意ヲ也。又ニ存ニ文理ニ遮ニ外難ト。立ニ文理ノ者ヲ、荆溪消ニ止觀明靜ノ文ヲ云ニ、衆生ハ本有明靜ノ體、諸佛ハ修得止觀ノ用ト。止觀ノ體ハ、諸佛ノ用也。法華者ハ、從ニ止觀ノ所ニ緣ニ起ニ諸佛ノ所說ノ、緬ニ劣ニ於ニ止觀ニ也。止云一之一、當レ知、止觀ハ諸佛ノ師ナリ、以ニ法常ノ故ニ諸佛ノ亦常ナリト。諸佛ハ止觀ヲ爲ニ師ト成道ス、法華ハ是レ弟子ノ說法、豈レ及ニ師ノ體理ニ乎。遮ニ外難ノ者ヲ、前唐院ノ釋ハ、止觀ノ十章ノ大一往ノ對當ニ非ズ盡理ノ義門ニ。有ニ云ニ、言ニ能釋ト者、是レ附ニ顯說ノ法華ニ。覺大師ノ釋ハ、約ニ根本法華ニ釋スル大意ト也。以ニ三種ノ法華ノ對スル三ノ大部、止觀ハ根本法華ノ文顯說、天真獨朗ノ內證、機法未分ノ法體、三千常樂ノ諸法任運、效ニ根本法華ニ。諸佛ノ說ノ、祖師ノ不レ傳ヘ。天台獨リ天機秀發、開ニ演ス十軸、止觀ハ故ニ根本法華ノ大意ナリ。山王院ノ釋ニ云ニ、止觀ハ是レ三世諸佛ノ

師、本佛行因相。此本佛者、非本迹相待、本、唯本無作、内證、當位即妙、三千、天真獨朗、云、本佛行因相。次三、云、大意章、即法華大意者、只是止觀大意、匪法華大意。括、總、始終十章、故云、大意。止云、一、之、二、之、初、釋、大意、義、括、始終、冠、戴、初、後、二。初、後、者、十、章、始、終、者、止、觀、一、部、如、冠、而、戴、如、袂、而、括、故、名、大、意、當、是、彰、顯、謂、止、觀、一、部、大、意、非、謂、法、華、大、意、已、上、心、賀、

これに明かに『粟田口心賀の義』といつてゐる。教授はこの「尊舜見聞」を以て、『この間の消息を窺ふべき文獻』としてゐらるゝのに依ると、おそらく尊海が自己の創説をその相承の師たる心賀に本づけて粟田口心賀の義といつたのを、尊舜等は爾が傳へたものとせられたか、または尊海の創説といつてゐたのでは、『田舎學者の説』として一掃せられるから、尊舜の頃には尊海の師の心賀の説といふに至つたものであらうと推測して、この明文を無視せられたものでなければ、「二帖抄見聞」と「御書抄」によつて、尊海の創説なりと斷ぜらるゝことは出来ない筈である。

然るに吾等の見る所はこれに異り、この「尊舜見聞」に『粟田口心賀の義』といへるものは、當に眞相を傳へてゐるのみでなく、事實は粟田口靜明の義を心賀が之を傳へ、更に尊海に傳へたことをおのづから表はすものであつて、決して尊海の創説ではあるまいとするのである。

さらば何故に爾かく推考するのであるかといへば、若し「先德明匠記」によれば、元來惠心流杉生流は、流祖皇覺の弟子の中、範源・俊範と傳へたのを正統とし、能眞・幸範と傳へたのを之を田舎義といふので、尊海の師の信尊はその田舎義と貶せられることに艱んで、重ねて叡山に上り、俊範の弟子の燈明院律師承瑜から相承したので、能眞四代の尊海も、またその田舎義を厭ひ、且つ法兄氏が島の廣海が登寂して、松林房政海から相承せるに刺激せられ、爾來七度までも登山して心賀法印に師事し、その四度目の延慶三年五十八歳にして七箇法門の相承を受けた。その時に

心賀が『たゞ一人來れ』といへるに係らず、政海の弟子松林房一海を伴うて來たから、心賀が立腹した時に、尊海が『我は是田舎衆、性鈍にして無筆なり、大事の法義誤り聞き落さば罪恐れあり、彼に聞き書せせんが爲なり』といつたので、心賀も心解けて、『然らば迎もの事に、上總の明淨房・相模の加賀殿にも聽聞あるべし』といつたとある。従つてこの相傳書たる「二帖抄」の奥書には

于時延慶三年庚戌七月十日於山門無動寺常樂院書之畢

權少僧都 尊

海 五十八歲

杉生五代正嫡 一海 記

とある。この時に心賀法印は六十八歳であつた。これほどみづから田舎義を厭ひ謙遜し、専ら相承を得んことに熱烈であつた尊海、この「二帖抄」を受けたる後も三度まで登叡してゐる、眞摯敬虔なる尊海が、その相承の師の心賀から傳受もせられない新しい田舎義を、自己の胸臆に任せて造り出し、これを以て仙波笠印の法門三箇條の第一箇條に置いて、これ心賀法印の相傳を得た仙波の義なり、または尊海新に感得の義なりと唱へたとすれば、これは甚だ變なことになりはしなからうか。普通の心理學的推考からすると、尊海が六十歳以後になつて、人格が急に一變しない限りは、どうもそんな事はあり得ないやうに想はれるではないか。

ではその止觀勝法華説が、なぜ心賀相傳の「二帖抄」にないかとの疑ひは、そこで當然出て來るであらうが、それはないのであつてまへなのである。といふのは、この止觀勝法華説は心賀の師の靜明の新義なのであるから、『杉生五代正嫡』と名乗る一海同座のところ、談すべき筋ではない。心賀は最初尊海唯一人で來るようといつたのを一海も別同道したから、それではと明淨と加賀とを同席せしめた。この席での相傳は、おそらく政海の繼承者たる一海にも別

に異論のない、杉生流の正統義に限つたのであらう。そしてその以後において、尊海一人に對して自己が靜明から傳へた奥義の新説たる、止觀勝法華義を傳へたのであらう。尊海が己の流の重要法門を、師説によらず、自己が發明に任せて、田舎義とせられるのを憚らぬほどであつたならば、彼の七度の住山もあるまいし、弟子豪海がまた登教して、心聰・心圓から相傳するなどといふ風習も、自然存しない筈ではないか。

では假に、仙波笠印法門の第一の、「止觀ハ法華ノ大意ニ非ズ、依經立行ノ法ニ非ザル故云云」(第二は『十行出假ヲ習ハズ』、第三ハ『變易ノ名言實報土ニ互ラズ云云』なり)は、止觀勝法華義であつて、それを心賀から相傳したものとしても、それを更に靜明まで溯つて、彼の創説とするのは何故であるかといふことが、次に問題とならねばならないであらう。

2、何によつて止觀勝法華説は靜明の新義ならんと推考するか

止觀勝法華説に就いては、「二帖抄見聞」や「御書抄」の尊海創始説は、尊海の行動とその傳へられてゐる性格上には妥當でなく、「尊舜見聞」の如く心賀の義であるとしても、それを更に靜明の義であると斷じ、「立正觀抄」を以て、この靜明義を破せられたものとするのは、抑もいかなる理由によるのであらうか。

まづ第一の着眼點は、「止觀見聞」に『粟田口心賀の義』といつてゐることで、元來心賀は正親町宰相僧都といはれ、正親町流の祖とせられ、粟田口法印または大僧都は、靜明を呼ぶことは通途の例である。しかるに粟田口心賀と呼んでゐるのは、粟田口靜明の後繼者として、その義を傳へたことを表したるものと見たのである。その靜明は圓爾

房辨圓から達磨禪を相承してゐるのであるから、^(四三)止觀勝法華説を始唱するに應はしい人物なのであり、また心賀が靜明から印可せられたのは、弘安九年その四十四歳の時であるから、それより十二年前の文永十二年に心賀が止觀勝法華などの新義を立てる筈はないのであつて、これは當時の惠心流杉生流の正嫡を受けてゐた靜明の義でなければならぬ。さう考へて「尊舜見聞」の粟田口心賀の義なる身・土・説・機の四に互つて、止觀勝法華劣を主張する説を見ると、あれほど整つてはゐないが、「立正觀抄」の所破には、土を除いた他の三つを含んでゐる。蓋し文永十二年の頃は、靜明がひそかに新義を立てはじめた頃で、この學説が未整理始唱の時で、そこへ恰も最蓮房が佐渡から歸つて京都三條京極の房に居て、ふとその新義を直接にか間接にか聞知して、これを聖人に報知し來つて御意見を求め、聖人これにお答へになつたのが「立正觀抄」で、天台宗ことに當時惠心流杉生流正嫡の學匠の新説を、逸早く聞知したることによつて、最蓮房の台家における學的位をも推想し得べしとするのである。この詳細は嘗て二十九年前に「妙宗」誌上に論じて置いた。^(四四)(近く「信人」に登載す)

第二の着眼點は、忠尋著と署してゐる、「法華略義見聞」卷中の四重興廢の下に、左の文がある。

『私^{粟田口}、於^レ之^ニ有^リ三^義。檀那院^ノ義^ニ云、迹門^ノ分^ノ觀心也。行者^ノ心地^ニ引當^テ觀^{ズル}ガ故^ニ、觀心^ノ大教興^レ本^ノ大教亡^レスト云也。常住院^ノ義^ニ云、流^{惠心}、今^ノ觀心^ト者、本門^ノ中^ノ觀心也。本地無作^ノ三身^ラ心地^ニ引當^テ、觀心^{ズル}カ故^ニ觀心^ト云也。當流^ノ相承^ニ云、今觀心^ト大教^ト者、本迹未分^ノ天真獨朗^ノ摩訶止觀^ノ觀心也。』^(四五)

以下一重二重三重の疑を出し、その第三重の答の中に左の文がある。

『先^ノ四重興廢^ヲ可^レ得^レ心。三周得悟^ノ聲聞、妙法華已前^ニ證^シ但空^ノ理^ヲ、至^テ法華^ノ迹門^ニ入^ルモ初住真因^ノ位^ニ、尙^ホ有^リ始覺始成^ノ思^ト。故^ニ爲^ス迹門^ト。至^テ本門壽量^ニ、始^テ聞^ク本地久成^ノ旨^ヲ。如^レ此^ノ兩前^ノ迹門[・]本門^ト、次第^{スル}故^ニ。屬^ス顯說

法華。根本法華。自體。如來。內證。全。絶。待對。故。本迹。外。建。立。觀心。法門。也。然。十重顯本。中。住迹顯本。本迹待對。顯本也。住本顯本。有。三。種。一。本地無作。住本顯本。二。法々常住。住本顯本。三。諸法未分。住本顯本也。根本法華。法門。尙。住本顯本。中。第三。未分。思議。住本顯本也。』

更に第四重の難の後に

傳教大師、四重興廢日記ニ云、一家、教觀ニ亦有。四。種。一。爾前、大教、二。迹門、大教、三。本門、大教、四。觀心、大教。爾前、大教、正。是。隱密法華、本迹、二。大教、是。顯說法華。觀心、大教、正。指。佛意。根本法華。所。言。觀心、大教、者、自受用身、住。自行、報土、爲。內證、十界、自。說。受用、法云。』

とある。これは粟田口、靜明が、「摩訶止觀」を以て自受用身、報土の說にして、直達の機の爲めに説ける根本法華なりと立つる思想を明かに語つてゐるものではないか。およそ此の「略義見聞」中卷には「十妙生起次第事」の下に『私云粟田』と引き、下卷にも「十界互具事」の下に『粟田口、決云』と引き、更にまた同じく忠尋著と署せる「法華文

句要義聞書」第七の終には、『粟田私云』の下に、方便品の十如是に就いて、『皇覺和尙の云く』として三個相傳といふものを擧げ、山家大師の秘傳、行者三世本末一念究竟の決なるものを載せ、その次に

『物語ニ云、先德、中。忠。尋。皇。覺。成。就。此。行。祖。師。法。印。數。年。雖。修。此。行。不。成。就。予。先。年。三。年。籠。山。時、横川ノ新院ニシテ修ス此ノ行ヲ。要、如。生。死。一。大。事。相。承。ノ。本。末。究。竟。文。所。依。ト。ス。故。遂。加。レ。テ。開。示。悟。入。四。佛。知。見、悉。地。經。ノ。四

相院ノ意也。蘇悉地ニ四種ノ衆生開佛知見ヲ。四種ノ衆生ト者四曼衆生也。』

と圓密一致で結んでゐるが、靜明が「祖師法印」といふのは即ち俊範の師の範源法印なることが知られる。「法華略義見聞」は卷尾に「漢光類聚私」とも副題してゐる。又いはゆる「漢光類聚」も、第一卷に教に重々ありとて、一に

應同局情、教を爾前帶權、經とし、二に破開局情、教を迹門、所談とし、三に本覺、教を本門俗諦常住、教とし、四に直顯眞實、教を今、心要所顯六即十章ノ文字言句なりとし、佛意內證、根本法華本迹未分不思議法然、自體なりとして、止觀を以て本迹超過の教なりとし、第三卷に「還源反本事」の下では、傳教大師晨旦において五箇の法門を傳ふとて、一心三觀・一念三千・止觀大旨・法華深義の外に第五に兼稟達磨宗と擧げ、第四卷には、山家大師唐朝より二箇の宗義を傳ふ宗教と宗旨となり。宗教とは顯說法華・依經立宗、宗旨とは根本法華・依心立宗なり。支義・文句は宗教、止觀は宗旨、檀那流は宗教分依經立宗を傳へ、惠心流は宗教は依經立宗、宗旨は依心立宗と傳ふ。達磨傳來の法門は佛心の法門、止觀の説已心中所行法門とは亦佛心の法門なりとて、止觀は本迹超過、圓禪一致なりの説をしてあるが、俊範法印などの破禪の思想とは全く異なるもので、同じく忠尋といへる前所引の「法華略義見聞」等の靜明義と頗る相似せるものである。したがつて吾等は此の「法華略義見聞」「同聞書」「文句要義聞書」「漢光類聚」等の書を以て、靜明邊において文字化せられ、多く彼の思想の混入せるものであらうと考へるのである。

以上の所引によつて靜明が止觀勝法華の説を爲したであらうことは、ほゞこれを推考することができるのであるが、次には、それが如何にして室町中世以後に至つて、山上に明かでなくなつたのであらうかを考へねばならぬ。

3、何故に後の叡山に靜明説が跡を絶ち仙波に之を残すに至つたか

惠心流は惠心・覺超・勝範・長豪・忠尋から杉生法橋皇覺に傳へた。皇覺は藤原頼長の曾孫左衛門佐基俊の子であるが、法脈をその從弟左近衛少將季通の子の範源に傳へた。範源は之を眞弟子の俊範に傳へ、俊範は之を眞弟子の靜明に傳へた。靜明は眞弟子に仁承があつたが不器であつたと見えて、之を心賀に傳へた。心賀は靜明の女婿であると

何かで見たが今記憶せぬ。心賀は心聰に傳へ、心聰は心榮(心圓と同一)に傳へ、心榮は心瑜・心源に傳へたとして、
 「慧檀兩流血脈」(五五)の心瑜の下は斷絶してゐる。そして心源は關東金鑿檀林の第二祖で、初祖豪海も心聰から印可を受
 けてゐる。この心源の系脈から後世天台僧正や、「先徳記」の著者定珍なども出てゐるから、心賀の系統は山上に絶え
 たと見える。心聰は嘉曆四年(四八)に華園法皇に「一帖抄」を奉獻した。法皇は之に對して一卷の抄を書されて心圓に
 下された。心圓之を書寫して、豪海に授けたのは貞治六年(聖滅 八六)である。この頃山上には、かの住本寺日大師に七箇
 の法門を授けた圓實房法印直兼が、「惠心流、宗督在り我」といつてゐた。また同じく俊範・靜明の系脈を受けた行泉
 房成運は東塔北谷(五九)にも居て「尊舜見聞」に『止觀法華全體一ナレ故ニ、非ニ能釋ニ也』と説く、止觀勝法華否認論者であ
 るが、この人の末は榮運・能運・勤運と續いて行泉房流である。俊範門の政海の後は一海・承海・充海・圓海・救海
 と土御門御門跡流として續いた。これまた止觀勝法華をゆるさぬ。靜明の子の仁承の子靜範は、相當の法器であつた
 と見え、靜明の弟子維運から受法して法印權大僧都に進んだ、その弟子に慈能があるがこれまた止觀勝法華義ではな
 いらしい。また「御書抄」に出てゐる東塔北谷の定源も惠心流杉生流の人であつたから、自然の時はいふが信仰はな
 いとは、靜明義は知つてゐたが、今日では其の説をいふ者は山上になく、田舎にのみ存するといつたのであらう。東
 塔北谷は元來は檀那流の慧光房大律師澄豪の居た處だから檀那流が多いが、惠心流がないではない。現に惠心僧都の
 「枕雙紙」に附せる杉生皇覺の三十四條相承の傳承者の、東塔北谷教王房叡憲も、師の良憲慈護房も同じ北谷に住し
 てゐた。そして三十四條の第四條の相承には、「觀心、意者、迹本兩説、只是衆生ノ一念、心也。法華一部體ハ、本自、
 圖衆生、己心。故ニ知メ、法華諸法ノ總體ナリ。衆生亦諸法ノ總體ナリ……一切衆生、皆法華兩門ノ觀體也」と説いて、
 法華止觀同一體説であつて成運と異らぬ。即ち止觀は本迹二門に互るといふ惠心流の正説なのである。かくの如く山

上には、室町中期以後心賀の系統が絶えたと共に、止觀勝法華劣説は跡を絶つたのだから、そこで後の山上學者は之を誤つて、尊海の創説と考へたものであらうと斷じ得られるのである。

以上の如く歴史的考察を下す時は、止觀勝法華説は、「二帖抄見聞」や「御書抄」の如く、尊海創説とすることのむしろ誤りであることが判明するのであるから、淺井教授がこの一義によつて「立正觀抄」に加へられた疑議は、もはや解消せられねばならない筈である。そして身延の本抄古寫本の奥書を考へる時は、吾等の會での考察が甚だ當を得てゐることを感ずるものである。

結 語

佐渡から歸京した最蓮房は、聖人と同門なりし靜明が、止觀勝法華などいふ恐ろしい新義を、密かに唱へてゐることを知つて、之を聖人に報じた。そこで聖人が之を破して正觀を示されたとあれば、甚だ自然だが、聖人滅後に仙波尊海が、かゝる新義を唱へ出したとしても、果して偽書を作つて之を破せねばならぬといふ程の必要が、あり得るかどうかといふことも、まづ考へねばなるまい。勿論、この靜明義に影響せられて、富士の「本因妙抄」などの偽書も、作られたものと吾等は信じてゐるが、一體に偽書といふものは、その用語・文體、文脈・文勢、文氣・文格において、到底眞を摸することの出來ぬものがある。「立正觀抄」は、尊海が心賀の相承を受けた延慶三年(聖滅二九)から、「録内」の定められた應永の頃(一〇頃)までに偽作せられたとするには、第一その必要のあつた事が疑はしく、第二に之を偽

作し得る人が求めにくい。況や内容において、眞作たることの肯定せらるべき前述の如き幾多の理由があるをや。

なほこれに附隨していふべきことも多いが、最早送られた紙がなくなつたから、以上を以て擱筆することにする。

—昭和一三・二〇・八—

- (一) 大崎學報 第九十二號 (三三頁)
- (二) 傳教大師全集 第三卷 (六六一、六八三頁)
- (三) 敬光 山家正統學則 卷下 (近世佛教集說本二七頁)
- (四) 前田慧雲 天台宗大要 (全集第二、二二頁)
- (五) 烏地大等 天台教學史 (五一四頁)
- (六) 上杉文秀 日本天台史 (五〇五頁、七二二頁)
- (七) 日滿 日滿抄 (日蓮宗々學全書興門集二〇四頁)
- (八) 日隆 本門弘經抄 第百二卷 (日隆聖人全集第十一卷六頁)
- (九) 日修 眞流正傳抄 卷四本 (日蓮宗々學全書本妙法華宗部二三二頁)
- (一〇) 日導 祖書綱要刪略 (日蓮宗全書本二〇—二二頁、一四六頁等々)
- (一一) 大崎學報 前掲號 (四八頁)
- (一二) 同 前 (六五頁)
- (一三) 二帖抄見聞 卷中 (天台宗全書本二〇七頁)
- (一四) 御書抄 卷二十五 (日蓮宗全書本下卷一五八〇頁)

「立正觀抄」に對する疑議に就いて

「立正觀抄」に對する疑議に就いて

四六

- (一五) 天台宗名目類聚抄 卷一 (天台宗全書本七五頁)
- (一六) 尊舜 摩訶止觀見聞 卷一 (大日本佛教全書本一八頁)
- (一七) 烏智良 圓頓法印摩海 (日蓮聖人研究第一卷四八八頁)
- (一八) 大崎學報 前掲號 (五三頁)
- (一九) 山川智應 日蓮聖人傳十講 (五九二頁)
- (二〇) 同 人 長瀧智大 本化聖典大辭林 (中卷一五五七頁)
- (二一) 同 人 三大秘法概説 (四七頁)
- (二二) 日潮 本化別頭佛祖統紀 (日蓮宗全書本上卷二六五・六頁)
- (二三) 同 書 本上卷一九八頁
- (二四) 同 書 (同) 本上卷二〇一頁
- (二五) 日向 金綱集 十卷及附錄 (日蓮宗々學全書乾坤二冊)
- (二六) 日潮 前掲書 (同本上卷一九八頁)
- (二七) 同 書 (同本上卷二六六頁)
- (二八) 日興 富士一跡門徒存知事 (日蓮宗々學全書興尊全集八八頁)
- (二九) 日常 本尊聖教錄 (日蓮宗々學全書上聖部一八三頁)
- (三〇) 日祐 本尊聖教錄 (同 前 四〇四頁)
- (三一) 日金 日什門徒達立由緒 (日蓮宗々學全書顯本法華宗部一〇四頁)
- (三二) 稻田海素 日蓮聖人全集 卷二 (一七三五頁)

- (三三) 高祖遺文錄 (縮刷一〇六八頁、類纂一五九七頁)
- (三四) 同 書 (縮刷一〇六九頁、類纂一五九九頁)
- (三五) 日住 本尊抄見聞 寫本身延文庫藏 (日蓮宗全書本御書抄卷中一五八〇頁冠註)
- (三六) 尊舜 前掲書 (前同本一六・七頁)
- (三七) 同 書 (同本一八・九頁)
- (三八) 大崎學報 前掲號 (五二頁)
- (三九) 定珍 日本大師先德明匠記 (國書刊行會續々群書類從卷十二)
- (四〇) 烏智良 前掲書 (前同本四八七頁)
- (四一) 同 書 (同本四八七・八頁)
- (四二) 師鍊 元亨釋書 卷七 (新訂増補國史大系第卅一卷一一二頁)
- (四三) 忠尋 法華略義見聞 卷中 (大日本佛教全書本、四〇頁)
- (四四) 同 書 (同本 同 頁)
- (四五) 同 書 (同本 四一頁)
- (四六) 同 書 (同本 同 頁)
- (四七) 同 書 (同本 七〇頁)
- (四八) 忠尋 法華文句要義聞書 第七 (前同本二〇一・二頁)
- (四九) 忠尋 漢光類聚 第一卷 (大日本佛教全書本四・五頁)
- (五〇) 同 書 第三卷 (同本八〇頁)

「立正觀抄」に對する疑議に就いて

- (五一) 同 書 第四卷 (同本一〇九・一一〇・一一一頁)
(五二) 山川智應 日蓮聖人研究 卷一 (一三〇頁)
(五三) 御子左冷泉系圖 (國書刊行會本系圖綜覽第二冊一九七頁)
(五四) 同 書 (同本一九八頁)
(五五) 望月信亨 佛教大年表 各宗派系譜日本天台宗所收
(五六) 島智良 前 掲 書 (前同本四九六・七頁)
(五七) 同 書 (同 本四九五・六頁)
(五八) 日大 日大直兼台當問答記 (日蓮宗々學全書興門集二二七頁)
(五九) 尊舜 前 掲 書 (前同本一八頁)
(六〇) 成運以下系圖 慧檀兩流血脈・先德明匠記・御子左冷泉系圖 參取
(六一) 尊舜 前 掲 書 (前同本一八頁)
(六二) 慧心 枕雙紙 (大日本佛教全書一乘要決外十四部一〇六頁以下)
(六三) 同 書 (同本一二五頁)
(六四) 同 書 (同本一〇八・九頁)

(追記) 本篇は、「尊舜見聞」の『粟田口心賀ノ義ニ云ク』を、二十九年前よりの所案の如く、靜明の義を心賀が繼承せるもの故に、然か書けりとの見地より考究せしも、こはまた『粟田口・心賀ノ義ニ云ク』にて、靜明及び心賀の義とも解することも可能である。或は此の方が眞をより多く得てゐるかも知れぬ。一一・二六)